

傷害補償共済 ご契約の概要

この書面は、ご加入中の「傷害補償共済」についての大切な事項を記載しております。ご契約の更新前にご一読いただき、契約内容のご確認にご活用ください。

また、この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては「傷害補償共済普通共済約款」をご参照ください。

※「傷害補償共済」は、令和5年12月25日に普通共済約款を改定し、保障内容を一部変更いたしました。改定後の約款は、令和6年7月1日以降、更新を迎えたご契約より順次適用開始となります。

共済の仕組みおよびお引き受け条件等について

1. 共済の仕組み

この共済は、共済期間中に生じた「急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)」により、被共済者(保障の対象者)がケガをされた場合に所定の共済金をお支払いします。

ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が憎悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶然な外来の事故とはみなしません。

この共済は、事故によるケガを保障の対象としており、病気につきましては保障されません。

2. 保障内容

① 共済金の支払事由(共済金をお支払いする場合)

共済金の種類	お支払いする場合
死亡共済金	事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
弔慰金	死亡共済金をお支払いする場合
後遺障害共済金	事故の発生日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が生じた場合(共済期間(保障期間)を通じて合算し、第1級の共済金額を限度とする。)
入院共済金	事故の発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所に入院された場合
手術共済金	入院共済金をお支払いする場合において、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術を受けた場合(1事故につき1回の支払いを限度とする。)
長期入院見舞金	入院共済金をお支払いする場合において、その入院が20日以上継続した場合
通院共済金 往診共済金	事故の発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所に通院した場合または往診を受けた場合(通院と往診の合計90日分までの実日数を限度とする。)
特約 安心入院 特約共済金	主契約で入院共済金をお支払いする場合

《共済金をお支払いする場合の注意点》

- 共済金のお支払いに際して、ケガをされる前に疾病や障害が存在していた場合や、ケガをされた後にその事故とは関係なく生じた疾病や傷害の影響でケガが悪化した場合等で、その疾病や障害(傷害)の影響によりケガが重大となったときは、共済金をお支払いできないことや、共済金額が削減されることがあります。
- 手術共済金は、単なる皮膚縫合、抜釘術および検査のための手術はお支払いの対象となりません。
- 通院共済金・往診共済金は、入院共済金をお支払いする期間中の通院(往診)に対してはお支払いしません。また、被共済者が通院共済金または往診共済金の支払いを受けられる期間中に、あらたに他のケガをされたとしても、重複しては通院共済金または往診共済金はお支払いしません。

②共済金をお支払いできない主な場合

この共済では、次に掲げる事由によって生じたケガに対しては共済金をお支払いできません。

詳細につきましては、「傷害補償共済普通共済約款」の「共済金を支払わない場合」の項目をご参照ください。

- 契約者・被共済者・共済金受取人の故意または重大な過失
 - 自殺行為・犯罪行為・闘争行為
 - 法令に定められた運転資格を持たないで、または酒気帯び運転・麻薬等により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車・自動二輪車・原動機付自転車・船舶等を運転または操縦している間に生じたケガ
 - 疾病・脳疾患・心神喪失を原因とする場合およびこれらを原因とするケガ
 - 妊娠・出産・早産・流産・外科的手術その他の医療行為 ※1
 - 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ※2
 - 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒
 - 入浴中の溺水 ※3
 - 疾病等による障害の状態にある方の気道閉塞・窒息または誤嚥による肺炎 ※3
 - ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ など
- ※1 本組合が共済金をお支払いするケガを治療する場合を除きます。
 ※2 医学的他覚所見が認められることが明示された客観的資料が本組合に提出された場合を除きます。
 ※3 疾病等の内部的要因に起因するものでないことを共済金受取人が証明した場合を除きます。

《共済金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の事例》

事例1：死亡共済金のお支払い

○お支払いできる場合

階段から転落し、頭を強打して「急性硬膜下血腫」となり亡くなられた



死亡共済金をお支払いいたします。

×お支払いできない場合

「脳梗塞」の後遺症のため食物を飲み込むことが困難な状態となっている方が、食事中に食物をノドに詰まらせて窒息死された



疾病等による嚥下障害がある方の窒息は、約款に定める「共済金をお支払いしない場合」に該当するため、お支払いできません。※

※ 疾病等の内部的要因に起因するものでないことを共済金受取人が証明した場合を除きます。

事例2：入院共済金のお支払い

○お支払いできる場合

交通事故により右足大腿骨を骨折し、25日間入院した



実入院日数に対して入院共済金日額をお支払いいたします。

×お支払いできない場合

押し入れに布団をしまったのをきっかけに持病の腰痛が悪化したため、10日間入院した



被共済者にもともとあった疾病の悪化による入院であり、約款で定める事故には該当しないため、お支払いできません。

その他、この共済では、次に掲げる場合には共済金をお支払いできません。

- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 本組合に共済金等を支払わせる目的で支払事由を生じさせたときや、契約者、被共済者または共済金受取人、暴力団関係者、その他の反社会的勢力※に該当すると認められたとき等、ご契約の存続を困難とする重大な事由が発生し、ご契約が解除された場合

など

※反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他反社会的勢力をいいます。

3. 共済期間（保障期間）

この共済の共済期間(保障期間)は、契約日から翌年応当日の前日(満期日)までの1年間です。契約者または本組合のいずれか一方より、別段の意思表示がない限り、毎年自動的に更新されます。

ただし、共済契約者間の公平を逸脱する共済金の支払いやその請求があったとき等、本組合が更新を不相当と判断したときは、共済期間終了後、ご契約を更新できないことがあります。

4. 共済金額（お引き受け条件）

この共済からお支払いする主な共済金額は、次のとおり日常生活中(就業中以外)のケガと就業中のケガとに区分され、また、就業中のケガにつきましては、職業・職務等により区分されます。なお、職業・職務等の分類を含む詳細につきましては「傷害補償共済普通共済約款」をご参照ください。

共済金の種類		共済金額		
事故時の職作業区分	日常生活中 (就業中以外)	就業中		
		A級(危険の少ない仕事)	B級(危険の大きい仕事)	
死亡共済金	1,000万円	1,000万円	500万円	
弔慰金	50万円	50万円	25万円	
後遺障害共済金 (第1級~第14級)	1,000万円 ~20万円	1,000万円 ~20万円	500万円 ~10万円	
入院共済金	日額 5,000円	日額 5,000円	日額 2,500円	
手術共済金	50,000円	50,000円	25,000円	
長期入院見舞金	一律 30,000円	一律 30,000円	一律 30,000円	
往診共済金	日額 5,000円	日額 5,000円	日額 2,500円	
通院共済金	日額 2,000円	日額 2,000円	日額 1,000円	
安心入院 特約共済金	~180日目	日額 5,000円	日額 5,000円	日額 2,500円
	181日目~ 500日目	日額 10,000円	日額 10,000円	日額 5,000円

5. 共済掛金

主契約の共済掛金は被共済者1名につき月額1,500円、特約の共済掛金は被共済者1名につき500円です。なお、被共済者の性別・年齢にかかわらず一律です。

共済掛金の払込方法は、ご指定の金融機関等から口座振替により毎月払い込みいただく月払いとなります。また、本組合では、共済掛金の払込猶予期間を設けていますが、この期間中に払い込みいただけませんと、ご契約は解除されます。

事故が発生した場合について

1. 事故のご通知

共済契約者、被共済者または共済受取人は、被共済者について事故が発生したことを知った場合は、遅滞なく本組合までご通知ください。

2. 共済金のご請求に必要な書類

ご請求手続きにご用意いただく書類は次のとおりです。

提出書類 \ 共済金の種類	死亡	後遺障害	入院・手術・往診・通院
共済金請求書	○	○	○
共済契約証	○	○	
事故状況報告書	○	○	○
事故証明書(公的機関発行)	○	○	○
診断書(入院・通院証明書)		○	○
後遺障害診断書		○	
死亡診断書または死体検案書	○		
被共済者の除籍後の謄本	○		
共済金受取人の戸籍(登記簿)謄本	○	○	
共済金受取人の印鑑証明書	○	○	

《共済金のご請求に必要な書類についての注意点》

- 共済金請求書および診断書につきましては、本組合が発行する所定の用紙をご使用ください。
- 上記以外にも、本組合が認める書類を提出していただくことがあります。

3. ご請求の時期

共済金をご請求いただく権利は、これらを行行使することができる時から 3 年間行わない場合、時効によって消滅します。

その他の事項

1. ご契約内容の変更について

ご住所や姓名に変更が生じる場合または掛金振替指定口座を変更する場合は、本組合までお申し出ください。本組合所定の書類をお送りいたします。

なお、添付いただく必要書類は、本組合からお送りする書類に記載されています。

2. ご契約の解約について

ご契約を解約される場合は、本組合までお申し出ください。本組合所定の書類をお送りいたします。

なお、ご契約を解約されますと、保障は解約を申し出た月の末日をもって終了いたします。

また、この共済は月払いの掛け捨て型共済のため、解約に際して払戻金(解約返戻金等)はありません。

変更後の「傷害補償共済」普通共済約款と、その具体的な変更箇所につきましては、神奈川県福祉共済協同組合のホームページ(<https://www.fukushikyosai.or.jp/>)に掲載しておりますので、併せてご確認いただきますようお願い申し上げます。